

大多喜町アーバンスポーツ推進計画に基づいた事業推進業務委託に係る
プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務の名称

大多喜町アーバンスポーツ推進計画に基づいた事業推進業務

(2) 業務の目的

アーバンスポーツは、東京2020オリンピックで、都市型競技として自転車のBMXフリースタイル、3x3バスケットボール、スケートボード等が、正式種目として採用され、競技者・愛好者人口の増加が見込まれる。

本町でも令和6年度に、将来的な交流・移住・定住人口の増加に資するような具体的な方策を示した「大多喜町アーバンスポーツ推進計画」を策定した。

今後は、本推進計画に基づいて業務を推進し、アーバンスポーツを振興することで、本町の持続的な発展につなげることを目的とする。

また、実施にあたり、業務の支援について、知識、技術及び経験を有する事業者へ委託するものとする。

(3) 業務の内容

「大多喜町アーバンスポーツ推進計画に基づいた事業推進業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

(5) 委託上限額

16,500,000円（消費税及び地方消費税相当額含む。）

※支払いについては、業務終了後に一括払いとする。

2 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする事業者は、次の全ての要件を満たす者でなければならない。

- (1) 業務を円滑、的確に履行する十分な能力、体制を有し、仕様書に基づく業務を行うことができること。
- (2) 過去10年以内において、地方公共団体等から本業務と同等又は類似した業務を受託した実績があること。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、大多喜町における一般競争入札の参加を制限されていない者であること。
- (4) 本町の入札参加業者適格者名簿に登載されている者であること。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 大多喜町暴力団排除条例（平成23年条例第21号）で規定する暴力団等でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

3 スケジュール

令和7年6月11日（水）	公募型プロポーザル公表、質問受付開始、参加申込受付開始
令和7年6月18日（水）	質問受付締切
令和7年6月25日（水）	質問回答期限
令和7年7月4日（金）	参加申込・企画提案書等提出締切
令和7年7月中旬	プロポーザル審査会
令和7年7月下旬	審査結果通知
令和7年7月下旬	委託契約締結

4 質問及び回答

(1) 質問の提出方法

仕様書の内容及び企画提案書等の提出に関する参加者の質問は、別添質問書により下記送信先まで電子メールに添付して提出すること。電子メールの表題は「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とし、電子メールを送信した際は、町担当者にその旨を電話連絡すること。

なお、電子メール以外での質問（電話による問い合わせ等）については回答しない。

〈送信先〉

大多喜町教育委員会 生涯学習課 スポーツ振興係

TEL 0470-82-3188 E-mail: kaiyo@town.otaki.lg.jp

(2) 質問期限

令和7年6月18日（水）午後5時

(3) 回答

提出された質問に対する回答については、令和7年6月25日（水）までに大多喜町ホームページに掲載するものとする。ただし、質問の内容によってプロポーザル方式による業務委託先選定に公平性が保てないと判断した場合には回答しない。

5 参加申込

(1) 提出書類

本プロポーザルの参加申込者（以下「参加申込者」という。）は、次の書類（以下「参加申込書類」という。）を正本1部、副本7部及び電子媒体（CD-R等）を提出すること。

※提出された書類等は返却しない。

①企画提案書等提出届（様式1）

②企画提案書（任意様式）

以下の項目が記載された提案書（様式は自由でA4版（両面印刷可）20ページ以内で作成することとし、図等の使用も可とする。ただし、表紙や目次は制限枚数に含まない。）

ア 本業務に対する基本方針

本業務において事業者が重要と考える点

イ 業務遂行にあたってのスケジュール等

事業全体像、業務遂行の流れ、スケジュール

変更等が生じた場合の対応策

ウ 本業務を実施するにあたっての運営体制

本業務にかかる実施体制、支援体制（業務管理責任者、担当者の実務経験年数、担当する業務内容、同種業務等の業務履歴等）

エ 実績

全国におけるスポーツまちづくり領域業務の実績（発注者、発注年度、件名、概要）

オ 実施内容

別添業務委託仕様書のとおり

③見積書（任意様式）

④見積金額の内訳等を記載した内訳書（任意様式）

⑤事業者概要調査票（様式2）

※会社パンフレット等も添付すること。

⑥暴力団排除に係る誓約書（様式3）【正本1部のみ】

⑦納税証明書（県税、市町村税、法人税、消費税及び地方消費税の未納がないことを証明するもので、発行後3か月以内の原本）【正本1部のみ】

(2) 受付期限

令和7年7月4日（金）午後5時

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留等確実な方法に限る）にて提出すること。

※持参の場合は平日午前9時～午後5時の間に持参すること。

郵送の場合は、令和7年7月4日（金）必着とする。

(4) 提出先

〒298-0216 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜486-10

大多喜町教育委員会 生涯学習課 スポーツ振興係 宛

(5) 提出書類作成上の留意点

①様式はA4又はA3横書きとし、A4判のフラットファイル等に1部ずつ綴じこむこと。（A3は折りたたむ）

フラットファイル等の表紙に「大多喜町アーバンスポーツ推進計画に基づいた事業推進業務委託プロポーザル企画提案書」と明記すること。

②企画提案書は専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい内容とすること。また、専門用語を使用するときは注釈を付すこと。

③提出された企画提案書等は返却しない。

6 審査・選定

(1) 審査方法

「大多喜町アーバンスポーツ推進計画に基づいた事業推進業務委託プロポーザル評価委員会」（以下「評価委員会」という。）により審査を実施する。

(2) 評価委員会の開催

提出された企画提案資料について審査基準表に基づいて評価委員会が評価を行うためのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

①実施日・場所

令和7年7月中旬を予定

※実施する日時、場所等については別途通知する。

②出席者

3名以内とする。

③内容等

- ・提案書の内容等に関する説明を20分以内及び質疑応答を20分程度とし、1者ずつ個別に非公開で実施する。
- ・新たな資料等の提出は不可とし、先に提出した提案書の記載内容等に基づき、説明をすることとする。
- ・なお、プレゼンテーションに必要な大型モニターは町で用意する。
- ・説明用のパソコンについては持参するものとする。

④審査基準

別紙「大多喜町アーバンスポーツ推進計画に基づいた事業推進業務審査基準表」
(以下「審査基準表」という。)にて定める。

⑤審査方法

契約候補者の選定は、評価委員会の委員が、客観的に公平かつ厳正に行うものとする。委員会は、参加事業者からの提案を受けて事業者ごとに次のとおり審査し、優先交渉権者の決定を行う。

ア 審査基準表に基づき審査を実施し、合計得点により順位を付け、第一位の数を多くとった事業者を優先交渉権者として決定する。

イ 第一位の数が同数の場合は、合計得点の高い事業者とする。

ウ 合計得点が高点の場合は、評価項目、評価点数により評価委員会の協議により決定する。

エ 合計得点が高点の6割以上を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、優先交渉権者とししない。また、委員の半数以上が高点の6割以上の得点をつけない場合も同様とする。

オ 第一位の優先交渉権者が契約を締結しない場合、第二位の者を優先交渉権者とする。

⑥選考結果の通知について

令和7年7月下旬(予定)に、全参加事業者に対し、審査結果を通知するものとするほか町のホームページで公表する。尚、採点方法・内容など結果については一切の問い合わせは受け付けない。

7 参加申込者の失格に関する事項

参加申込者が下記のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 実施要領に定める参加資格を満たさない場合
- (2) 実施要領に定める手続きを遵守しない場合
- (3) 提出物に虚偽の記載をした場合
- (4) 提出書類に不備がある場合(軽微な場合を除く)
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (6) 見積書に関し、委託上限額を超える金額を提案した場合

8 契約

優先交渉権者から示された企画提案資料及び見積書の内容を業務委託内容の基本とし、業務仕様及び契約の詳細を協議の上、受託者を決定し、大多喜町財務規則(昭和62年規則第1号)に基づき業務委託契約を締結するものとする。

9 その他

- (1) 本事業を受託しようとする場合は、仕様書及び審査基準表の趣旨を理解し、提案を行うこと。
- (2) 本件に関する事項について、電話または口頭による問い合わせには一切応じない。
- (3) 提出された企画提案書等の書類の追加、修正及び変更は認めない。
- (4) 本プロポーザルに要する経費は、全て参加事業者の負担とする。
- (5) 審査基準に関する質問は受け付けない。
- (6) 提出された提案書等は返却しない。
- (7) 本プロポーザルは1者の参加でも成立する。この場合、審査したうえで適当と認められる場合に限り契約候補者とする。

10 問い合わせ先

〒298-0216 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜486-10
大多喜町教育委員会 生涯学習課 スポーツ振興係
TEL 0470-82-3188
E-mail: kaiyo@town.otaki.lg.jp

別紙：大多喜町アーバンスポーツ推進計画に基づいた事業推進業務審査基準表

大項目	小項目	評価基準	配点
事業実施 主体に関 する評価	基本方針	「大多喜町アーバンスポーツ推進計画」 の内容を理解した上で、基本方針が提案 されているか	10
	スケジュール	事業を円滑に進めるにあたり実現性が高 く、効果的な計画が立てられているか	10
	運営体制	事業管理に必要な人員・組織体制が整っ ているか	10
	実績	事業を適切に遂行するために必要な実 績・ノウハウ等を有しているか	10
事業内容 に関する 評価	町内に向けたブ ランディング事 業	「大多喜町アーバンスポーツ推進計画」 及び新設されるパンプトラックの認知向 上に資する方針及び施策が検討されてい るか	15
	町外に向けたブ ランディング事 業	事業実施にあたり、効果的な情報整理の 手法が設定されているか	10
	スポーツ関連人 材のキャリア形 成支援事業	事業実施にあたり、効果的な情報整理の 手法が設定されているか	10
	協議会の構築・ 運営	事業実施する上で、適切な協議会運営の 支援内容が示され、計画されているか	20
	見積書	事業実施にあたり、必要な経費が適切に 設定されているか	5
		合計	100